

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和八年四月一日から六月三十日までとする。

令和八年八月二十一日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
一億七千五百五十五万五千元
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 栃木県の生活関連サービス業者（震災により建物が損壊）
 - 二 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗内設備が流出）
 - 三 岩手県沿岸部の生花販売業者（津波により店舗が浸水、販路縮小による売上減少）
 - 四 宮城県沿岸部の建設業者（津波により自宅兼事務所が全壊し、重機等の設備も流出）
 - 五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により原料、工場等が流出）
 - 六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場設備、在庫が流出）
 - 七 宮城県沿岸部の建築業者（震災により倉庫等が損壊）
 - 八 宮城県沿岸部の美容業者（津波により設備が流出）
 - 九 宮城県沿岸部の飲食業者（震災により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
 - 十 宮城県沿岸部の小売業者（津波により建物が全壊し、備品及び在庫も流出）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

二億四千五百五十九万四千円